

高岡市土砂災害ハザードマップ No. 8 (石堤地区その2)

令和3年8月

指定緊急避難場所	住所	電話番号
 高岡市埋蔵文化財センター	西広谷249	31-1264

土砂災害防止法とは

土砂災害(がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)、土石流、地すべり)から住民の生命を守るために、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行うもので、平成13年4月に施行されました。

土砂災害警戒区域 <土砂災害のおそれがある区域>

がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

土砂災害特別警戒区域 <建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域>

がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

この地図の見方

-  指定緊急避難場所
-  避難方向
-  避難方向(速やかに危険な区域から退避する避難方向)
-  防災行政無線
-  市 境
- 土砂災害警戒区域**
 -  土石流
 -  特別警戒区域
 -  がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)
 -  特別警戒区域
 -  地すべり
 -  流下方向(急傾斜地の崩壊)(土石流)

